



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜の予防検査の実施（畜産課） 1
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定・3件（海岸防災課） 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 6

人事委員会事項

- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 6
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 8

告 示

沖縄県告示第83号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアインウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ症	牛及び豚	(1) 種付けの用に供する雄豚 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
結核	牛及び山羊	(1) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

		(2) 18か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛伝染性リンパ腫	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚熱	豚及びいのしし	主として豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	蜜蜂	蜜蜂

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ症	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）及びエライザ法
結核	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ症	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ症	血液検査及び遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚熱	血液検査、エライザ法、遺伝子検査、中和試験法、蛍光抗体法及び臨床検査

オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ症	血清平板凝集反応法
腐蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第84号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 豚熱及び監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 豚熱は沖縄本島全域、監視伝染病は県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
豚熱	豚及びいのしし	沖縄本島全域で飼養している豚及びいのししで所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
豚熱	注射	皮下又は筋肉内注射法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ症	薬浴	プアオン法
アナプラズマ症	薬浴	プアオン法

ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液
----------	----	------------------

沖縄県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年3月25日から同年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	沖縄市美里六丁目2731番4から 沖縄市八重島二丁目917番1まで	30.1m ～ 39.8m	443.4m
新	沖縄市美里六丁目2731番4から 沖縄市八重島二丁目917番1まで	34.5m ～ 93.5m	408.5m

沖縄県告示第86号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 宜野湾市真志喜(2)-1地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	地番	標柱番号
宜野湾市	真志喜三丁目	41番	1
宜野湾市	真志喜三丁目	19番1	2
宜野湾市	真志喜三丁目	19番1	3
宜野湾市	真志喜三丁目	19番1	4
宜野湾市	真志喜三丁目	19番1	5
宜野湾市	真志喜三丁目	19番1	6
宜野湾市	真志喜三丁目	19番1	7
宜野湾市	真志喜三丁目	19番11	8
宜野湾市	真志喜三丁目	21番8	9
宜野湾市	真志喜三丁目	19番11	10
宜野湾市	真志喜三丁目	33番	11

宜野湾市	真志喜三丁目	33番	12
宜野湾市	真志喜三丁目	33番	13
宜野湾市	真志喜三丁目	19番11	14
宜野湾市	真志喜三丁目	24番 1	15

沖縄県告示第87号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 宜野湾市真志喜(2)－2地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	地番	標柱番号
宜野湾市	真志喜三丁目	38番	1
宜野湾市	真志喜三丁目	19番10	2
宜野湾市	真志喜三丁目	19番 1	3
宜野湾市	真志喜三丁目	19番 1	4
宜野湾市	真志喜三丁目	19番 8	5
宜野湾市	真志喜三丁目	38番	6
宜野湾市	真志喜三丁目	21番 5	7
宜野湾市	真志喜三丁目	21番 6	8

沖縄県告示第88号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 那覇市石嶺(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	地番	標柱番号
那覇市	首里石嶺町2丁目	207番	1
那覇市	首里石嶺町2丁目	207番	2
那覇市	首里石嶺町2丁目	207番	3
那覇市	首里石嶺町2丁目	207番	4

那覇市	首里石嶺町2丁目	203番20	5
那覇市	首里石嶺町2丁目	203番22	6
那覇市	首里石嶺町2丁目	205番2	7
那覇市	首里石嶺町2丁目	205番1	8

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月1日 沖縄県指令土第406号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里長高原400番1及び389番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字大名225番地1 江島コーポ301 仲村美咲
- 5 検査済証番号 令和4年3月9日 第4785号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月1日 沖縄県指令土第148号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字田頭東り原23番7ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地424グランフィーノ大政3-D 上原力
- 5 検査済証番号 令和4年3月9日 第4786号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月8日 沖縄県指令土第714号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城小城原118番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原23番地63 平良愛
- 5 検査済証番号 令和4年3月10日 第4787号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月22日

人事委員会事項

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第5号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表第1中	津堅小学校 津堅中学校	2	を
	津堅小学校 津堅中学校	3	に、
	久高小学校 久高中学校	3	を
	久高小学校 久高中学校	2	に、
	栗国小学校 栗国中学校	4	を
	栗国小学校 栗国中学校	5	に、
	宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字池間 宮古島市平良字池間 宮古島市伊良部字池間添 宮古島市伊良部字池間添	狩俣小学校 狩俣中学校 池間小学校 池間中学校 伊良部島小学校 伊良部島中学校	4 を
	宮古島市平良字池間 宮古島市平良字池間 宮古島市城辺字新城	池間小学校 池間中学校 福嶺小学校	4 に、
	宮古島市平良字西原 宮古島市平良字西原 宮古島市城辺字新城	西辺小学校 西辺中学校 福嶺小学校	3 を
	宮古島市平良字西原 宮古島市平良字西原 宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字狩俣	西辺小学校 西辺中学校 狩俣小学校 狩俣中学校	3 に、
	宮古島市上野字新里	上野中学校	を
	宮古島市上野字新里 宮古島市伊良部字池間添 宮古島市伊良部字池間添	上野中学校 伊良部島小学校 伊良部島中学校	に、
	竹富町字黒島	黒島中学校	を

竹富町字黒島 竹富町字南風見	黒島中学校 大原小学校		に、
竹富町字小浜 竹富町字小浜 竹富町字南風見	小浜小学校 小浜中学校 大原小学校	4	を
竹富町字小浜 竹富町字小浜	小浜小学校 小浜中学校	4	に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、改正前のへき地手当等に関する規則別表第1に規定する学校に勤務していた職員で、当該職員に係る改正後のへき地手当等に関する規則に基づくへき地手当(以下「新手当」という。)の月額が施行日の前日におけるへき地手当(以下「旧手当」という。)の月額に達しないこととなるものについては、施行日以後当該職員が引き続き当該学校に勤務する場合(人事委員会が別に定める場合を含む。)においては、新手当の月額が当該職員に係る旧手当の月額に達することとなるまでの間、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中	県税事務所	所長 地域総括 広域総括 総務班の班長 課税班の班長 (名護県税事務所の課税班の班長に限る。)	を
	自動車税事務所	所長 総務班の班長	
	県税事務所	所長 地域総括 広域総括 課税班の班長 課税第1班の班長	に改める。
	自動車税事務所	所長 課税班の班長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---